【各論】

『武家勧懲記』『諫懲記後正』における評価基準比較

鈴木愛

はじめに

「大名評判記」として分類されている『武家勧懲記』『諫懲記後正』は、延宝3年と、元禄14年にそれぞれ成立したとされている。しかし、筆者(評者)は誰なのか、何を目的として執筆されたものなのか、対象とされていた読者とは誰なのか等々明確にされていないのが現状である。本稿ではこの「大名評判記」について、前述した二書を取り上げ、その評価基準の比較を行うことで、何を基準として可・不可の判断が行われているのかを明らかにし、時代の変遷とともに評価基準の変化があったのか否か、また『武家勧懲記』『諫懲記後正』の差異等にも迫っていきたいと考えている。

尚、評価基準の比較に関して『諫懲記後正』は、共同作業によって得られた基準を活用した。

評価基準と理想像――「主将ノ法」――

評価基準を考察するに当たり、「主将ノ法」「文武」「文」「武」「生得」「所行」「道(道理)」「徳」といった項目を立て、それぞれの大名に対し、評文である「愚評」においてどのように書かれているかの抽出(それぞれの語句の前後の文脈の抜き出し)を行った。後述する『諫懲記後正』に関しても、同様の作業をベースとしている。この基本作業より『武家勧懲記』、『諫懲記後正』両書の共通するいくつかの傾向と、それぞれの特性を見て取ることができた。

まず共通する事項として「主将ノ法」(その他「君子ノ法」「人主ノ法」といった記述もされる。これらは同様の「法」を規定するものと考えられる。)に関する記述が一つの総合評価となっており、理想像となっているということが挙げられる。例えば、『武家勧懲記』の第五巻、松平光仲の評文を見れば「将トシテ文武之心掛ナキ処不足トス。サレ共勇気ヲ備エ和順ナラハ善将ト出ツヘシ。義理ヲ正シ行跡寛々トシテ豊ニシテ不奢不貪ハ是君子之法ニ叶ヘリ」として、理想像としての(「君子之法」に叶う)評価としては「文武之心掛」を挙げているものの、光仲自身について「義理」が正されていることや「行跡」が良いこと等から「君子之法ニ叶ヘリ」と評価されている。他にも第六巻、有馬頼元の評文でも「人主トシテ文道ヲ心掛サル処不足トスル所ナレドモ武法ヲ学ヒ弓馬ノ嗜ミ有テ可ナリ。才智発明ニシテ行跡正シク仁義ヲ旨トシ好悪ナキ処能道ヲ守リ其徳器ニ富リ。天性主将ノ法ニ叶フ」として、同様の評価基準が適用されている。対して理想像に反すると評価されているのは、第十五巻、鍋島直行である。ここでは「文武ノ道一方欠テモ不足トスルニ両様トモニ不学トキニハ家業或ハ主将ノ法ヲ忘却スルニ等シ」と評され、文武両道の学びがないことを「主将ノ法ヲ忘却スルニ等シ」としている。以上の例から「主将ノ法」に叶う基準とは①文武の学び②「行跡」「所行」が良いことが基本的評価基準であると考えられる。このことは第十三巻、松平光永に対する「文武之道ヲ不学ト書ス。サレ共本文之通リ行跡法ニ叶フトキニハ不学トハ云カタシ。」という評価からも見て取れる。ここでは、文武の学びはないとされているが、行跡が法に叶っていることから、学問がないとは言い難いとされており、上記の基準が基本的に適用されていることがわかる。

では、『武家勧懲記』から二十五年余の歳月を経て記された『諫懲記後正』ではどのような評価がなされているのだろうか。その評価基準に変化は見られるのだろうか。第四巻、藤堂高久に関する愚評を見れば「士将ハ文武両道ニ至達ナクンハ不可。夫文道武法ハ車ノ双輪ニ等シク、或左右ノ腕共、去ン一方欠テハ叶ヒ難シ。主将トシテ文武ヲ兼備ヘテ以テ心ヲ正シ、身ヲ修メ能国家ヲ導クヲ本意トス」と書かれている。この文脈では「主将トシテ」どうあるべきかについての規定がなされおり「文武両道」を兼ね備えるべきであるという点に関しては『武家勧懲記』の評価基準と同様である

といえる。この他にも第二十二巻、板倉重清は「一郡一村ノ主トナリテ文道ノ学ヒナキハ不足ナラン」、また第二十四巻、樫村政朝は「行跡正ト家士民間ノ憐ミトナレハ主将ノ道ニ叶フ所ナリ」とされ、理想像として文武の学びと「行跡」「所行」が良好であることが評価の対象となっている点に変化はない。しかし、『武家勧懲記』の第五巻、松平光仲の評文が示すように文武の学び以上に「行跡」や「所行」が重視され、「家士民間」を憐れむ事等が大きく評価されていることは『諫懲記後正』でも同様である。(1)

細部に関して差異を述べるとすれば、『武家勧懲記』では文武の「修得」が評価されるというよりも「心掛」や「(明メント)欲スル」(2)ことに評価がなされている。『諫懲記後正』ではほとんど見られない事象である。これは、大名のモチベーションを上げることを目的として「心意気」「やる気」のようなものを評価した結果ということができ、時を経た『諫懲記後正』では「心意気」「やる気」から「修得」をその評価対象とした結果であるといえるのではないだろうか。

「文武」に対する評価

以上のように『武家勧懲記』、『諫懲記後正』両書の評価基準において「文武ノ学ヒ」は評価のベースとなっているといって過言ではない。このことから「文武」という語句が規定する要素の詳細を見ていくことが求められる。

まず語句に関して「文武」に含有される要素としては、「文道」「文理」「武道」「武法」「武芸」「武勇」「武備」等が挙げられる。これは「文武」という括りの中に含められているものの、それぞれ微妙に異なった意味を持つ要素である。『武家勧懲記』、『諫懲記後正』に共通して云えることとして、文∨武という関係が成立することが挙げられる。例えば、『武家勧懲記』第八巻、戸田氏包の評文を見れば「文ヲ先ニシ武ヲ後ニスルヲ以テ人主之法トス」とされているし、第十九巻、松平定時に関しては「主将トシテ文道ヲ学ヒ武法ヲ好マサルハ片也。又武ヲ学ンテモ文ヲ不知トキニハ可也トセス。」としている。これは『諫懲記後正』においてもしばしば見られることで、『諫懲記後正』第七巻、松平長知の祖父に対する評文では「文道ノ学ヒナク武法ヲ嗜ミ生得剛勇ニシテ物事荒キヲ好ミ和順ナラス」として、文を学ばずに武を嗜むと和順ではなくなってしまうとしている。これは「武勇ヲ宗トシ文道ヲ不学点可也ト云難シ。文理ニ達セサルノ勇ハ血気ノ勇ニシテ我慢邪撫ノ基トナルヘシ。」(3)という評文が示している通り、文を含まない武、つまり、精神や理論のない「武」は「血気ノ勇」「匹夫ノ勇」とされ、国を乱す元であるとしてマイナスな評価基準となっていることから、文∨武の関係が成り立つものと考えられる。これにより「武芸」「武勇」は武の要素の中でも、マイナス評価として捉えられるのに対し、「武法」は「文理」の要素を含んだ武として、車輪の両輪や翼の両翼の片方(4)とされている。

文に関しては、その学びがあることは大抵プラスの評価基準とされるが、『武家勧懲記』では文の前後の文脈に仏道や神道に関する学びが記述される例がある。十八巻の本多重照の「文武ノ道ヲ不学、仏道計ラ好ム点、良トチスヘカラス。」や第九巻、稲葉正則の「文武神道ヲ学ハル点人主トシテハ志スヘキ法也。殊ニ神道ハ和国之徳行ナレハ最モ志スヘキ所ニ近年其沙汰トシ」といった評文がそれである。ここで注目されるのは、仏道に関しては「仏道計ラ好ム点、良トチスヘカラス。」とされているのに、神道に関しては「殊ニ神道ハ和国之徳行ナレハ最モ志スヘキ所」という評文が書かれていることである。『諫懲記後正』では、仏道や神道に関する記述が見られなかったことを含め、大変興味深い記述であるということができる。

以上のように、大名の評価が行われるうえで、基本となっている文武は多くの要素を含む評価基準であるということができる。また、文武に関して言えば『武家勧懲記』から『諫懲記後正』の過程において大きな評価基準の変化は見られない。

『武家勧懲記』における「前後之評」

評価基準の構成要素を探っていくにあたり、『武家勧懲記』の愚評の中にしばしば見られる「前後之評」というフレーズに着目したい。これは『武家勧懲記』の第八巻以降にしばしば見られる記述であるが、例としては「文道ヲ不学武法ヲ少々心掛ラルルトカヤ評論前後ニ准ス」(5)「前ニモ論スル如ク主将トシテ文道ヲ達シテモ武法ニ疎カナルトキニハ不足トス」(6)と言っ

た文脈が挙げられる。この「前後之評」とは何を示すものなのだろうか。後者の「前ニモ論スル如ク」という記述のみであれば、『武家勧懲記』以前に成立した大名評判記、『諫忍記』(7)等が考えられるが、「前後」という表現は何を示すものだろうか。

「前後之評」という記述がなされている大名に関して『諫懲記後正』との照合を行った。この結果、一致した大名に関しては、評文の記述の仕方は異なるものの文意・評価は同様であるということが判明した。その顕著な例が第二十一巻の朽木季綱の「人主トシテ文武ノ道ニ疎キトキニハ生得善質タリト云トモ敢行必過チ有ヘシ。故ニ評スル毎ニ良ヲ論スル。」という評文である。『諫懲記後正』では第十六巻に朽木種昌の名があげられており、「内外ノ徳備ハレハ誠ニ誉レノ将タリ」とされている。このことから、「評スル毎ニ良ヲ論スル。」という評価は朽木家に対する評価であると考えられる。しかし、『武家勧懲記』を著述していく際に「後之評価」をどのように知りえたのだろうか。考えられるとすれば、今回延宝3年の成立としてみてきた『武家勧懲記』がいくつかの版を重ね、『諫懲記後正』以降に成立したものが存在するのではないかということ、あるいは「後之評価」とはもっと近い時代に成立した他の大名評判記に拠っているのではないかということである。この「前後之評」というフレーズは『諫懲記後正』には見られない記述であることも注目すべき点であるといえる。この記述に関しては、今後検討していく必要があると考える。

おわりに

本論では『武家勧懲記』『諫懲記後正』を対象とし、評価基準の比較を行うことで、何を基準として可・不可の判断が行われているのか、時代の変遷とともに評価基準の変化があったのか否か等を考察することを目的とした。評価基準の比較という観点からは、「文武」「所行」「行跡」「生得」等の総合評価である「主将ノ法」が、大名理想像を構築していること、また「文武」に含まれる要素等の検討を行った。この結果、「主将ノ法」に叶う基準として文武の修学が基本とされているが、それ以上に「所行」「行跡」が重んじられること、また、「文武」においては文V武という関係が浮き彫りとなった。また、『武家勧懲記』から『諫懲記後正』への過程で変化したと考えられる評価要素としては、「心掛」が大きく評価されていた点があげられる。これは心意気やモチベーションを評価することで、大名理想像の浸透を図っていたと考えることもできるのではないだろうか。

今後の課題として「前後之評」という記述に関連した事項が挙げられる。今回は『武家勧懲記』『諫懲記後正』の評価基準の比較を行うことを目的としたが、「前後之評」という記述から『武家勧懲記』を基軸として前後に成立したと考えられる他の大名評判記を考察する必要性がある。つまり、評価基準を考えていくにあたっては、全ての大名評判気に対し、語句定義の基礎作業を行った上で検討することが求められると考えられる。今後の課題とし取り組みたい。

【注】

(1)『諫懲記後正』第二十四巻、樫村政朝「文武ノ学ヒナキハ大ニ不足タルト云ヘトモ行跡正トク家士民間ノ憐ミトナレハ主将ノ道ニ叶フ所ナリ」。第二十六巻、遠山正徳「文武ノ学ヒナキト云トモ行跡好意ノ意地ナク所行宜シトナレハ難スヘキ様ナシ」

(2)『武家勧懲記』第十巻、永井尚長「文武ヲ学ヒ其道理ヲ明カニセント欲セラルル点最モ主将之嗜ミ君子之法ニ叶ヘリ」

(3)『武家勧懲記』第二十巻、大田資次。

(4)文武はしばしばこのような例えで語られる。

(5)第八巻、本多政長。

(6)第二十五巻、山内豊直。

(7)万治ごろの成立とされているため。

番号	巻数	大名名	君主ノ法	文武	文	武	行跡	生得	道理	所行	備考・考察
	1	尾張中納言源光友	主将トシテハ文武両ヲ学ヒ達シ其理ヲ明カニ知リ行フヲ以テ善トス	(主将トシテハ)文武両ヲ学ヒ達シ其理ヲ明カニ知リ行フヲ以テ善トス				此将不学ニシテ邪曲奸念驕慢ノ意地ナク而モ淳直ニ政道法ニ富リ家民ヲ撫育アラハ是則明主ノ行			文武<生得的要素
		紀伊中納言源光貞	文武両道将ト云ツヘシ此将ノ行跡ヲ考フルニ両道兼備ノ良将タリ	文武ヲ学ヒタマハス武勇ヲ専トセラルトカヤ/文武ノ両道ハタトヘハ車ノ両輪ノコトシ。一方カケテハ叶カタシ依之名将ハ文道ヲ学ヒ心ヲ正シ身ヲ修メ家ヲ口ヘ国ヲ		文武ヲ学ヒタマハス武勇ヲ専トセラルトカヤ/家業タレハ武備ヲモヲコタラス嗜ヲ以テ		行跡和順ヲ旨トシ			①文武の学びは「良将」「名将」の条件(学びが無いからといって主将として失格というものではない。) ②「武」は嗜むもの。
		水戸宰相源光圀	主将トシテ此両道ヲ兼備スンハ有ヘカラス/主将ハ視国民共下ニ有ル程ノ者ハ悉ク旨枝葉ノ如シ		智ハ文ノ本然	口ハ武ノ威		(光圀卿)名将ニシテ行跡明也			
		甲府宰相源綱重	主将道有トキニハ自然ト権威備リ遠近悉怖ルトカヤスヘテ世ノ口業上一人ノ好ム			弓馬ヲ好ンテ嗜マルル事					※綱重に関する評価というよりは、評価基準が列挙されている。(良将とはこういうものである)
		館林宰相源綱吉						上将ノ行跡ハ柔和ヲ用ユ			
	2	松平越後守源光長	(人主トシテ)文武ノ道理ニ不達シテハ国家ノ政道不足有ヘシ	文武ヲ学ヒ千巻万巻ノ書ヲ読			天性淳ニシテ	*行跡善ナル事一向学ヒナシトハ云難シ*			
	2	松平兵部太輔源昌親	文武ヲ好ミ武法ヲタシナミ而モ心意淳直ニシテ行跡善ナル事最モ将ノ本意也。是則文武ヲ学ヒ其理ニ達セラルル					行跡道ニ叶ヒ正順ナル			文武<行跡
		松平陸奥守藤原綱基	此将未七歳ニモ不足然口ニ文武ヲ嗜ミ行跡正ク而モ愛恵之心深キ処天性将タル之器相備リ生得然ト和順ヲ用ヒラレハ是君子之法ニ叶エリ				行跡宜シク而モ文道武法ヲ心掛在処是國治リ家全カルヘキ基ヒ也。就中縁座ニ因国家之処共等稲葉正則ニ窺フトナレハ此将天下ノ執権タ		道理ヲ知ントナラハ文武両法ヲ学ンテ以テ心意ヲ明メテ所行ヲ正スヘシ		道理＝文武両法＋所行が正されていること
		松平大隅守源光久	土民ニ到達愛憐アル処主将第一之嗜ミ	文武ヲ学ヒ義ヲ正シ下民ニ及フ憐ミ在処是等ヲ以テ忠フヘシト出ツヘシ。文武ヲ心掛ルトイヘ共不義之奢ニ長シ政道法ニ背カハ共詮ナシ							①文武<人間的性質 ②主将の第一の嗜みは家民を憐れむことである。<主将ノ法総合評価>文武ヲ学ヒ其理ニ通シ心意正シク行跡善ナルトキハ其威徳高ク誉レヲ世ニ奉ラルモノカ畢竟善将ト云ヘシ
		細川越中守源綱利		此将文武ヲ学ル沙汰ナシトイヘ共自然ト将之器備リ徳行正シキカ故国家安全タリ			心意行跡共ニ道在処誠ニ善将ト云				善将＝心意・行跡に「道」が備わっていること。必ずしも文武を学んでいる必要はな

		松平右衛門佐源光久		主将トシテ文武ヲ不好処不覚也。何程文武ノミチヲ学フトテモ其実理ニ不到法ヲ破リ不義ヲ現セハ何之益カ在ン							
		父・源忠之					血気之勇将ニシテ行跡不宜		道理ニ不到シテハ国家之政道タチカタシサレ共道ヲ背クニ非ス。行跡理ニ通シ不奢不貪法ヲ守ラルトナレハ是善将タリ		道理の重視。「法」を守ることが強調。武はいい意味で捉えられていない。
	4	松平安芸守源綱長					若将タレ共生得寛然トシテ躰様安静ナル処是行跡正シカルヘキ基ヒト知ヘシ				行跡＝生得＋健康
		松平大膳太夫大江綱広		文武ヲ不学故生得ハ邪曲ナクストイエ共遊楽ニ誇リ奢ヲ専ラトセラル処在ヘカラス							遊楽NG
		松平丹後守藤原光茂	国郡之主トシテ其家民ヲ治メ保ツ処能道ヲ明メ理不通シテハ叶ヒ難シ	文武ヲ不学トナレハ是不足トスル所也。サレ共心意淳直ニシテ義理ヲ正シ行跡安口ニ和順ヲ旨トシ家民ヲ撫育セラルル所誠ニ将之意不可過							能NG/
		井伊掃部頭藤原直澄	文武ヲ好ミ而モ勇智在テ和順タル処主将之肝要ナリ/勇ハ是血気之勇ニアラス智仁勇ヲ兼備タルヲ直勇トス。血気之勇ハ義ニアラサル故将之本意トセス								
		松平伊予守源綱政							五常共ニ和シテ一理トナレリ是ヲ道ト云ヘリ/道ヲ以テ五倫ヲ明カラカニシ		
	5	松平相模守源光仲	将トシテ文武之心掛ナキ処不足トス。サレ共勇気ヲ備エ和順ナラハ善将ト出ツヘシ/義理ヲ正シ行跡寛々トシテ豊ニシテ不口不貪ハ是君子之法ニ叶ヘリ								善将であることと君子之法ニ叶フことは異なる。「君子之法」は義理や行跡等、心意的部分が重視される。
		藤堂和泉守藤原高久	主将トシテハ文武ヲ兼備ヘテ以テ心ヲ正シ身ヲ修メ能国家ヲ導クヲ本意トス。	文武両道ハ車ノ双輪之如し。一方欠ケテハ叶ヒ難シ。							
		松平阿波守源綱道		文武之道ヲ不学処主将之不足トスル所也。然レ共心意淳直ニ行跡和順ニシテ家民之哀憐在処若将ニハ珍シ							文武＜心意・行跡

		松平土佐守藤原豊昌		文武ハ車之両輪、鳥ノ双翼之如シ。		武法而已ヲ用ヒテ文道ヲ不学ヲ以テ主将ノ本意ナラスト云			武勇ヲ好ム処ヲ専ラトシ文理之沙汰ナキハ一倫一翼ニ施行セント欲スルニ口シク道タリ。		主将の本意は文武両道。
		佐竹右京太夫源義広					行跡ヲ慎マスシテハ仕置立つヘカラス				
	6	有馬中務大輔頼元	人主トシテ文道ヲ心掛サル処不足トスル所ナレドモ武法ヲ学ヒ弓馬ノ嗜ミ有テ可ナリ/才智発明ニシテ行跡正シク仁義ヲ旨トシ好悪ナキ処能道ヲ守リ其徳口ニ富リ。天性主将ノ法								人主<主将ノ法
		漆伯耆守源長義	人主トシテ文武両道ヲ学ヒ其理ニ至ラサルトキニハ心意淳直ニシテ憐憫深ク政道順ナリト云トモ若クハ不義ノ行跡モ有ナシ							勇強ヲ旨トセラルルトナレハ所行覚束ナシ	★六巻は「人主トシテ」が多い。「武」を旨とし出すと所行が覚束なくなる。
		上杉弾正大弼藤原継憲						生得正シク相形和順ニ見ユル処善ナリ			
		榊原熊之助源氏									
		松平大和守源直矩	◇本書ノ如ナランニ評スヘキ処ナシ。善将ト云ヘシ								
	7	松平下総守源清良			文不学トモ道ヲ守リ所行宜シキ						
		松平淡路守源定直	<総合的に>心行共ニ正シク道ニ志シ国家ヲ導ント欲セラルル所誠ニ生得繁賢タル…難スヘキ点ナシ								★「本文ノ如ク～」という記載が増えだす。
		小笠原遠江守源長貞					行跡宜シク法ヲ守リ家民ヲ撫憐セラルル点文道ヲ学ンテ理ヲ弁エ且武法ヲ嗜ルル故				
		酒井左衛門尉源忠治		文武ヲ不学ハ可トセサレ共行跡不義ナキニ於テハ国家之仕置モ法タルヘシ							文武の学びがなかったとしても、行跡に不義がなければ問題なし。
		酒井雅楽頭源忠清	<総合評価として>文道武法ヲ学ヒ心ニ智勇ヲ含ミ、行跡正シク襷義忠前之忠シ在トナレハ最可也								<総合評価として>文道武法ヲ学ヒ心ニ智勇ヲ含ミ、行跡正シク襷義忠前之忠シ在トナレハ最可也
		酒井修理太夫源忠直		文武両道ヲ学フハ理ヲキハメテ心身ヲ正シ徳厚カラン点ヲ忠							
	8	本多中務大輔藤原政長	智慮在将且ハ忠孝教共ニ相備レル	文道ヲ不学武法ヲ少々心掛ラルルトカヤ評論前後ニ准ス							「評論前後ニ准ス」とは?

		松平越中守源定重				武勇弓馬ヲ嗜ム点ハ是武門ノ要タレハ最モ可也					和歌ヲ吟スル点禁裏公家方之業ニシテ武士ハ無用之点也サレ共備ニ可捨ニハ非ス
		丹羽左京太夫藤原光重		正直ニシテ仁豊ヲ専トスナレハコレ文武学ハルル故ナルヘシ。最モ徳在人タリ。	文禅法ヲ好マルル点心意イサギヨシ						
		立花左道将監源直茂	智仁勇ヲ兼備タル								孫子始計之第一ニ道天地将法之五点ヲ述タリ
		戸田左門藤原氏包	文ヲ先ニシ武ヲ後ニスルヲ以テ人主之法トス			武之本武者智勇之本也ト云テ仁政ヲヒロムルトキニハ国家無為ニシテ武備ヲ用ルニ不及					武よりも文。
		本多下総守藤原忠平									忠孝トモニ備レル人カ此等之将評論前後ニ多シ
	9	松平大蔵大輔菅原利重	主将トシテハ文武ヲ学ヒ国家ヲ正シ行跡ヲ専ラ嗜ミ道ニ至ル点然リ万久之上ニ立テハ大方ニテハ叶ヒ								
		水野美作守源勝慶	生得発明ニシテ行跡穏ヤカナレハ頗ル主将ノキサシ也								生得・行跡→主将としての要素。
		真田伊豆守滋野信房	将トシテ文武ヲ学ハサル点不足トスサレハ此等之将前後之評ニ准ス								★前後之評
		稲葉美濃守口智正則	文武神道ヲ学ハルル点人主トシテハ志スヘキ法也。殊ニ神道ハ和国之徳行ナレハ最モ志スヘキ所ニ近年其沙汰トシ								神道＝最も志すべきところ。/前後之評
		安部対馬守安部正森				武道之志シ在ハ家臣等不怠之謂ナリ					
		安部播磨守安部正能	一国一郡之主タリト云共文武之道ヲ不学トキニハ其民ヲタヤカナルマシ。況ヤ天下之政道ヲ司ラン器ニアタツテ両道ヲ心掛ナキ点不足トセン								
	10	真平小次郎平氏									是前後之将ヲ評ス如何ント→「前後之評」とは他の大名評判記を言うのか。
		大久保出羽守藤原忠朝		文武之ニ道ヲ学フニ及在正理を極メン			行跡正シク侮邪ヲ出テ仁豊ヲ以テ旨トセラレハ難スヘキ点ナシ				
		小笠原内近頭源長勝	文武ヲ少々学ヒ行跡寛然トシテ不著不怠国家之政道復ニシ家民之憐ミ在点主将之本意ニ叶フ								

		南部大膳亮源重信	此将評ヨラハ人主トシテハ心得アルヘシ	国家ヲ保ツ程之人、文武之嗜ミナクテハ政道正シカラシ							
		永井信濃守大江尚長	文武ヲ学ヒ其道理ヲ明カニセント欲セラルル点最モ主将之嗜ミ君子之法ニ叶ヘリ								「心掛」や「欲する」ことが大事。つまりは、大名としてのモチベーションが評価されているということか。心意気というか
		牧野天之助源氏									此将幼少タル故詳スヘキ点ナシ
	11	松平伊豆守源晴綱	若年故善悪差別ナキ由左モ可在生得質直ニシテ発明ナラハ善ト称スヘシ								
		中川佐渡守久恒	此等ノ前後ニ論之善ト称スヘシ								
		松平飛驒守菅原利明	此人文武ヲ学ヒ義ヲ守リ家民ヲ撫育セラルノ由尤善将ト称ス								孟子曰生与義有也
		本多兵部少輔康将									本文ノ如クナラハ是非ヲ論スルニ不及
		伊達遠江守藤原宗利			花巻ヲ好ミ慢心在ハ文道ヲ不学故	武道ヲ嗜ム点善也					文>武。武を学ぶことについての評価は「可」。文を学んでいないから、花巻などを好み、慢心があると評価されている。「花」や「能」など芸能的な要素に対する評価は低い。(否定的であることもしばしば。)
		鍋島加賀守藤原直能		文武ヲ心掛行跡寛然トシテ不義ナキ由							
	12	永野隼人正源忠直				武法ヲ好ミ勇気在点家業富然最モ可也。サレ共文道ヲ不学トナレハ勇気在ト云共是智仁之勇ニアラス。血気之勇ト難ス					勇には「血気の勇」と「智仁の勇」の二種類がある。
		土井周防守源利益		文武之道ヲ不学トナレハ勇者ト云共是血気之勇タリ。匹夫之勇トテ人主之本意トセサル所ナリ。							
		内藤左京亮藤原義概		前ハ文武之道ヲ志シ歌学之嗜ナト在シカ今ハ其沙汰ナシトハ不審ナリ。							
		松平主殿頭源忠房	智仁之勇ヲ以テ主将之本意トスル所ナリ。			武勇ヲ旨トセラルル点最可也。サレ共二ツ之分アリ。各利之勇ハヨシトハセス。智仁之勇ヲ以テ主将之本意トスル所ナリ。					
		戸沢能登守口盛		文武ヲ学ヒ亜教賢戒ヲ明ニセスニハ善行ニ至ル点叶フヘカラ			行跡不宜トナレハ人主トスル所ナリ。				
		松浦肥前守源鎮信		文道武法ヲ専ラト嗜マルル点将タル本意							

	13	松平日向守源信之									忠臣ハ必孝子之門ヨリ出ルト云ルトキニハ是天下之重器タラン
		石川主殿頭源昌勝			文道ヲ学ヒ歌学ヲナシ気質柔和ニシテ行跡静カナル点可也。						前後ヲ論スルトキニハ歌道ハサノミ不好トモ若シカラシ。→「前後」とは前後の大名ということ?祖父等も考えられるが、後ということは考えられな
		安藤対馬守源重貞		文武ヲサノミ不学トナレ共少々心掛ラルルト見ヘタリ。故ニ行跡自ラ法ニ叶ヒ殊ニ孝心アル点人倫之根元不可過之。							
		松平丹波守源光永		文武之道ヲ不学ト書ス。サレ共本文之通リ行跡法ニ叶フトキニハ不学トハ云カタシ。							行跡等が良い→文武を学んでいないとは思えない。「天性道徳仁義相備レル将カ最モ学フヲ以テ吉トス」★「前後」
		京極備中守源高豊		文武ヲ好ミ心意悠然トシテ行跡和順ヲ旨トセラルル点、未若将タレ共道正シフセラルルト見エタリ。							
		相馬出羽守平信胤	主君ハ万民ノ師、教化之司ナラン。								
	14	本多出雲守藤原政利	文道ヲ学ンテ其理ニ通シ武法ヲ好ンテ智勇ヲ励ミ忠節ヲ専ラトセラルルハ是主将之本意タリ								
		松平和泉守源乗久			先文道ヲ志シ心意謂行ヲ嗜ミ家民ヲ保護セラルヘシ	<武勇について>文ヲ内ニシテ武ヲ外ニスルカ、文ヲ外ニシテ武ヲ内ニ用ユルカノ差別ノミナラン。					「前ニモ記ス如ク」
		仙石越前守藤原政明	主将トシテ文理武法之心掛ナキハ不足トスル所								
		浅野丈一郎源氏									イマタ十歳ニモ不及ハ善悪差別ナシトハ最モナリ。
		国部内膳藤原行隆	文理之学ヒナキ点ハ頗ル主将之不足ナルヘシ								
		脇坂中務少輔藤原安吉									
	15	伊藤出雲守藤原裕實	前後ニ述カ如ク将トシテ文理ヲ学ヒ明メサル点不足トセン								
		鍋島摂津守藤原直之	文武ノ道一方欠テモ不足トスルニ両様トモニ不学トキニハ家業或ハ主将ノ法ヲ忘却スルニ等シ								神道＆和歌

		松平周防守源康重		文武ヲ学フ沙汰ナシト云ヘトモ、本文違ヒナクニハ是両道トモニ学ンテ其理ヲ明メ内ニ慎ミ外ニ発セラ							
		稲葉右京亮越智景過				武道ヲ宗ト嗜マルル故心意叢重ニシテ不義ヲ現セス透間ナリト見ヘタリ。					
		松平但馬守源直富									若年ノ時分ヨリ今ニ至テ不義ノ行跡無量ノモテアソヒ其以尽シカタシ。
		松平中務大輔源昌勝	武道ヲ嗜ミ馬ヲ好マルル点、家業タルノ間怠ル点アルヘカラス。サレトモ主将トシテ文道ヲ学ンテ其理ヲワキマヘルコト不								
	16	本多越前守藤原利長	文ヲ学ヒ武ヲ嗜ミ智有テ行ヒ発明ナル点主将ノ道ニ叶非尤モ可ナリ。								
		秋田安房守安部盛季	文武両道ヲ学フハ将ノ本意トスル所								
		松平主膳正源信利									若将なので評価せず。
		黒田甲斐守藤原長重									若将なので評価せず。
		浅野弐部少輔源長吉	文武ノサタナシトイヘトモ生得発明ニシテ行跡不違慎ミ深ク諸点福和ヲ宗トシ、家民ヲ哀憐アル点量将ノ道ナリ。								
		藤堂佐渡守藤原高通		武ヲ後ニシテ文ヲ前ニスルハ量法也。武ヲ前ニ文ヲ後ニナスヘキハ逆ナリト。							文の重視。
	17	加藤遠江守藤原泰貞			文ハ国家ノ政点ヲ正シ下民ニ至ルニ憐慈ヲ施シ自ラ無カラシメスシテ仁義ヲ行フ	武ハ礼儀ヲ重ンシ法義ヲ立、賞罰ヲ明ラカニナスヲ本意トス					
		青山因幡守菅原宗俊	家民ヲアハレムカヲロカナラハ主将ノ法ニ背ケリ								
		溝口信濃守源宣広	文武ヲ学ヒ行跡寛然トシテ法ヲ正シ義ヲ守リ家民ヲ撫育セラルル処誠ニ君子之徳ニ叶フ								漢書。
		内藤紀伊守藤原信重	文武ヲ少々学ハルル点将タルノ本意前後ニ云ルカコトク								
		水野口物源忠善	文ヲ志シ武ヲ学ヒ武芸ヲ甚タ嗜マルルハ法ニ叶ヘリ。								武と武芸は違う。

		井上相模守源正俊	文武之道ヲ学ヒ其理ニ不通トキニハ武勇アリトモ是血気ノ勇ニシテ主将ノ本意ナラス…人主ノ甲斐ナ								
	18	有馬左衛門佐藤原康純	主将トシテ文武ヲ嗜行跡和順ナルハ最モ可也。								
		板倉隠岐守源重常		文武ヲ学ヒ直ニ至ラルル故仁義ヲ旨トシ不侈不怠而モ家民ヲ哀憐アルニ仁将ト云							
		水谷左京亮源勝宗	短慮ナルニ於テハ必ス念有ヘシ。人主ニハ悪ミンスル処ナリ。			武道ヲ嗜ムカ家業タリ。最可也。					人主として短慮はNG
		本多飛騨守藤原重照		文武ノ道ヲ不学、仏道計ラ好ム点、良トチスヘカラス。	文ハ聖賢ノ正教。	武ハ軍理ノ法ナレハ武将トシテ此直ニ疎トキニハ大ニ非義タ					サレ共仏道ヲ学ハルル点悪トニハ非ス。
		青山大膳亮菅原幸利	主将ハ国家ノ父母ノ如シ								「評前後」
		小出備前守藤原吉之	文武ヲ学ヒ和歌ヲ詠、中孝礼ヲ専ラトセラルルヲ主将ノ法ニシテ人タルノ道ナリ。								
	19	久世大和守源広之	国郡ヲ治ムル主将タリトモ諸道ニ達シ、理ヲ明ラカニシメ家民ヲ導カスンハ政道正シカルマシ。								主将は諸道に達していることが求められる。
		土屋但馬守源数直	主将自己ノ家民ヲ導クト云トモ文武ヲ明ラメ正シクセスンハ不足有ヘシ。								
		亀井能登守源滋政		文武ヲ不好トイヘトモ能国家ヲ治ル有ハ才智発明ニシテ道ヲ守テ嗜ムヤウナルニモ政道不宜モ有。							此論前後ニイヘリ。
		津軽越中守源信政	行跡正シク生得ユタカニシテ家士民間ヲアハレミ有リ天命ニ則リ君子ノ法ニ叶ヘ								
		松平遠江守源忠親	主将タルノ嗜ミハ文武ノ道ナリ。								
		黒田宮内少輔藤原長寛					行跡正シク道ヲ守ラルルハ若将ニハ珍シ。				
	20	小笠原山城守源長頼		文武ヲ学ヒ道ヲ行フ点生実直ナル。							実直であるが故に→寺社の執職
		松平美作守源定時	主将トシテ文道ヲ学ヒ武法ヲ好マサルハ片也。又武ヲ学ンテモ文ヲ不知トキニハ可也トセス。								文のみは「片」。武のみは「可」
		板倉石見守源重時	忠教ヲ備ヘタル将タリ。								
		松平伊賀守源忠昭		文武ノ道ニウトキコト不足トセン。							

		毛利甲斐守大江綱元		文武ノ心掛アリテ道行フ故ニ自然ト家民無為ニ治マル。		～					文武の心がけがあるから、国家が治めやすくなるのである。
		九鬼和泉守藤原陸仲	行跡正シク好、悪念ナシトミヘタリ最モ将ノ本意ナリ。								
	21	牧野因幡守源富成									本文タカヒナクニハ善将ト云ツヘシ。
		大田摂津守源資次				武勇ヲ宗トシ文道ヲ不学点可也ト云難シ。文理ニ達セサルノ勇ハ血気ノ勇ニシテ我慢邪撫ノ基トナ					文理之ない勇はNG
		永井市正大江尚時	文武法ヲ学ヒ生得発明ニシテ礼ヲ守リ、行跡不義ナキ点将ノ本意タリ。								
		井伊伯耆守藤原直武	才智有テ柔和ナリト閑ユレハ主将ノ本								
		京極甲斐守源高住									思いかけず、兄の後を継承したため、慎み深き将である。これは乱れず善である。
		朽木伊予守季綱	人主トシテ文武ノ道ニ疎キトキニハ生得善質タリト云トモ敢行必過チ有ヘシ。故ニ評スル毎ニ良ヲ論ス								「評する毎」というのは?他の評判記にも朽木家のことは出ているのか。
	22	内藤和泉守藤原忠勝		文武ヲ不学トイヘトモ行跡宜ク家民ヲ愛恵アル点、主将ノ第一トスル所ナリ。							
		松平市正源重頼	本文ノ如クナラハ誉レノ将タリ。								
		鳥井兵部少輔平忠常	文武ヲ少々学ヒ行跡悪義ナキトキニハ難スヘキ点ナシ。								
		諏訪因幡守源忠晴	国家ヲ治メント欲セハ文武両道ヲ学フ点肝要ナリ。								
		嶋津飛騨守□□忠高	文武ヲ兼不学ヲ不足トセン。			武法ヲ嗜ミ而モ柔和ヲ以テ家士民間ヲ恵マレ行跡正シク順路ヲ専ラトセラルル点、主将ノ本意ナリ。					
		金森萬助藤原氏									若年であるので評価されず。
	23	松平左京太夫源頼純	本文ノ如クナラハ誉レノ将タリ。								
		永井伊賀守大江尚	忠義ノ将ト云ヘシ。								
		毛利日向守大江就隆		文武ヲ不学只我意一片ノ気像タル故敢テ外ヲ不繕寛然トシテ行跡豊カナル							
		池田備中守源政周	本文ノ如クナラハ誉レノ将タリ。								
		酒井日向守源忠能	将トシテ文武ノ道理ニ遠キハ大キナルアヤマリ								

		松平上野介源近栄	主将ノ法ハ務テ境口雄之心ト云ヘリ。								
	24	織田山城守平信尚					行跡ヨロシク家民ノ哀憐フカキ点天質ノ全徳ト知ヘシ				
		田村隠岐守藤原宗長		文武ヲ少々学ヒ行跡静カナル点道ニ達シ理ヲワキマヘ慎ミ深キ将トミヘタリ							慎み深いことは「将」として「徳」である。
		真田伊予守滋野氏信	文武ヲ不学生得邪曲ニシテ怠リ、人ヲ嘲リ私欲貪リ多シトハ武将タル人ノ本意ニアラス。								
		細川丹後守源行孝			文道ヲ学ヒ歌学ヲナス点可ナリ。文ハ即チ貫道ノ口トシテ理ヲ究メ心ヲ正シ謂ヒ行ヲタシナミ						
		秋月佐渡守大蔵種信									◎此論書典ニ繁シ。利欲貪リ多キ点也。人道理ニウトキ故ナリ。又士卒具録ヲセサル点貪リノ意地ヨリ起テサナシト知ヘシ。但シ又忠勤ヲ尽ス士ナキ故カト疑ヒヲ入テ論スレハ兎角ハ主人ノアヤマリニ落着ス。
		堀丹波守藤原直吉		文道ヲ不好武道ヲ専ラトセラルル点、案ニ云。							
	25	伊達宮内少輔藤原宗能	文道ヲ不学武法一片ニシテハ智勇発明也トイヘトモ血気ノ勇タルヘシ。								
		山内左近太夫藤原豊直	前ニモ論スル如ク主将トシテ文道ヲ達シテモ武法ニ疎カナルトキニハ不足トス								前ニモ論スル…
		小出伊勢守藤原吉勝	本文ノ如クナラハ誉レノ将タリ。								
		木下淡路守豊臣利貞	本文ノ如クナラハ誉レノ将タリ。								
		木村因幡守源純長		文武ヲ不学トモ礼法ヲ不背義理ヲ正スニ於テハ不学ノ学者							
		九鬼大隈守藤原隆常	本文ノ如クナラハ誉レノ将タリ。								
	26	土岐山城守源頼行		文武ヲ学ハルル沙汰ナシ。サレトモ行跡正シ							徳について。智アリテ行跡寛々トシテ家民ヲ哀憐セラルル点、慈孝愛教ノ徳備レリ。
		木下右衛門太夫豊臣俊長	文武ヲ少々学ヒ行跡静カナル点、是身ヲ治ルノ本ナリ。								
		遠藤備前守藤原常秀	奸曲ナク行跡寛然タルハ将ノ本意成ヘシ								***評論心得有ヘキ点カ***

		土井兵庫源利長		文武ヲ不学点不覚也。但シ文ヲ学ヒ武法ヲ達シ行跡宜シカラヌ人是学ヘル甲斐							
		小笠原土佐守源貞信					行跡ヲ考ヘルニ誠ニ形スヘキ点也。人ノ上ニ立チテハ先其心謂行ヲ正シ国家ノ政道順ナルヲ法トス				
		戸川口殿助藤原氏									幼少タル故行跡シレス。
	27	松平左近将監源成照		文ヲ好ミテ武ヲ不好トハ如何前ニモ論スル如ク、文武ハ双手ニ比シ一方欠テハ叶ヒ難シ。							
		相良遠江守藤原長武	主将ノ法ニ叶ヘリ論スヘキ点ナシ								
		土屋伊与守源忠利		文武両道ヲ学ヒ行跡悠ニシテ奢ナシ							
		六郷伊賀守藤原政勝		文武ヲ学フ程ノ将トシテ御暇ノ後国ヘ行ルル点、口滞セラルルハ国郡ヲ預リ領シ一向我物トノミ心得ラル							
		分部隼人正藤原信政		文武ノ道理ヲ学ハルル故ニ行跡慎アリ。							
		植村右衛門佐源家貞									本文ノ如クナラハ一ツトシテ上将ノ本意ニアラス
	28	松平形部太輔源頼之	智仁勇ヲ兼備タル誉レ之将ト云ヘシ								
		松平播磨守源頼隆									本文のみ。
		織田内記平信久		文武ヲ不学武法ヲ専ラトセラルル点、委細ニ前段ニ繁シ。							
		新庄民部藤原直矩									若年ト云、殊ニ病気タル上ハ是非ナシ。
		稲垣信濃守源重祥			文理ヲ不学武法ヲ好ム点此前後ニ多シ。	武道ヲ学ハルルニモ非ス、唯武芸等ヲ嗜メルヲ記セルモノカ勇気ニ勝リテハ必短慮ナルヘシ					
		岩城伊豫守平重隆									内ニ徳在人ハ外発セス。サレ共心意正しキカ故ニ不義ナシ。